

第 2 回 胎内市男女共同参画推進委員会の提案に対する回答

1 計画の体系（案）の重点目標等について

①第 3 次計画から第 4 次計画に進むにあたり、第 3 次計画が順調に進んだ（目標を達成）した部分等があれば、それを計画の体系（案）の文言で表現してはどうか。

例 第 3 次 基本目標Ⅲ－重点目標 1－家庭と仕事等の両立支援

↓

第 4 次 基本目標Ⅲ－重点目標 1－家庭と仕事等の両立支援の**充実**

ポイント

👉 第 3 次の目標が達成できており、第 4 次では、さらに取り組みを「充実」させるという意気込みを表現することができる。

事務局の回答：ご意見を参考にさせていただき、**資料 2 - 1**のとおりに修正しました。

②計画の体系（案）の文言を整理してはどうか。また「社会づくり」という言葉は漠然としていると感じられる。もう少し内容の分かる具体的な言葉にしてはどうか。

例 第 3 次 基本目標Ⅱ－重点目標 1－政策・方向決定の場における女性参画の**促進**

↓

第 4 次 基本目標Ⅱ－重点目標 1－政策・方向決定の場における女性参画

ポイント

👉 言葉の意味と事業内容等を再度確認する。

「推進」…事業や運動などを達成するように努めること。

「促進」…物事がはやくはかどるようにながすこと。

「参画」…事業・政策などの計画に加わること。

事務局の回答：それぞれの言葉に意味があるが、ご意見を頂いたように「参画」とい大枠に「推進」や「促進」が含まれるという解釈ができると思いました。計画の体系について、上記の言葉だけでなく、計画の進行状況やアンケート結果等を踏まえて**資料 2 - 1**のとおり修正をしました。

裏面へ→

2 計画の体系（案）の基本目標Ⅳ－重点目標4－困難な問題を抱える女性への支援について

- ①困難な問題を抱える女性への支援は、職業生活における活躍の推進や女性の職業者を増やしていくという意味もあると思うので、基本目標のⅡまたはⅢに入れてはどうか。

ポイント
 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を再度確認することが必要。

事務局の回答：資料2 - 1のとおり配置することにしました。

理由：法律で「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と明記されており、幅広い解釈ができる。胎内市としては、法律策定のポイントである「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする「売春防止法から脱却」を考慮して、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等の対策を軸として考えていくこととしました。計画策定後に、国や県、他市町の計画を見ながら、本来の趣旨とずれているようなことがあれば、委員会で修正を検討することとしたいと思っています。